



2018年7月24日

各位

会社名 株式会社 高島屋  
代表者名 取締役社長 木本茂  
(コード番号 8233 東証一部)  
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗  
(TEL. 03-3211-4111)

### 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、単元株式数の変更及び株式併合に伴い、下記のとおり株主優待制度を変更いたしますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

既に本年4月9日付の「単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、本年5月22日開催の第152回定時株主総会における決議を経て、本年9月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式2株を1株に併合することとなりました。

つきましては、新単元となる100株を所有される株主様から、株主優待制度をご利用いただけるよう変更を行うものです。

#### 2. 変更実施時期

2019年2月末日現在、株主名簿に記載または記録されている1単元(100株)以上ご所有の株主様を対象に、変更後の制度の適用を開始いたします。(2019年5月発送予定)

#### 3. 変更の内容

100株から500株未満ご所有の株主様の「株主様ご優待カード」に下表のとおりご利用限度額を設けます。

変更前		変更後	
ご所有株式数	ご利用限度額 (6ヶ月間)	ご所有株式数	ご利用限度額 (6ヶ月間)
1,000株未満	(優待対象外)	100株未満	(優待対象外)
1,000株以上	なし	100株以上500株未満	30万円
—	—	500株以上	なし

なお、「株主様ご優待カード」の利用によるお買物割引率(10%)、割引除外商品、お支払い方法や、有料文化催への無料入場(3名様まで)など、ご利用限度額以外の内容につきましては変更はありません。

#### 4. その他

本年8月31日現在、1単元(1,000株)以上ご所有の株主様へは、本年11月下旬頃に2019年5月31日までご利用いただける現行制度の「株主様ご優待カード」をお届けいたします。

以上